

## 公告文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年（2022年）年2月18日

北海道知事 鈴木 直道

### 1 公募型プロポーザル方式に付す事項

#### (1) 業務名

北海道型ワーケーション普及・展開事業委託業務

#### (2) 業務目的

人口減少が急速に進む本道において、少子高齢化の進行に伴うコミュニティ機能の低下などにより、各地域で地域活動や産業の担い手となる人材の確保が課題となっており、道では、これまで定住・交流人口や関係人口の創出に向け、本道への移住希望者や本道にゆかりのある方たちを対象に様々な施策に取り組んできた。

国では、働き方改革の推進や新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、テレワークやフレックスタイム、ワーケーションなど多様な働き方を奨励しており、また、都市部への人口集中や過密に伴うリスクが改めて認識され、東京都において令和3年6月以降7ヶ月連続して転出超過となるなど、主に都市部の若い世代における地方移住への関心が増大している。

この機を捉え、新しい働き方として注目されているワーケーションの誘致及び道内各市町村とのマッチングや受入体制の構築に係るノウハウ等を道内市町村に普及・展開することで、首都圏を中心とした道外企業及び道内企業の社員等（以下、「道内外企業等」という。）を対象とした新たな「関係人口」の創出・拡大を図る。

#### (3) 業務内容

##### ア 道内外企業と市町村のマッチング

本道で実施するワーケーションの窓口として、道内外企業等の誘致及び道内市町村とのマッチングを実施するとともに、参加企業のニーズを踏まえ、ワーケーションプランをコーディネートする。

##### (ア) ワーケーション実施企業の誘致・マッチング

道内外企業等への独自の販売網活用などによる法人営業の実施や、首都圏イベントへの参加、WEB 広告活用による情報発信等、本道でのワーケーションに参加する企業を多く募ることができる効果的な手法を検討の上、実施するものとする。

なお、企業等へのPRや誘致については、感染状況を踏まえた適切な手法により進めるものとする。

また、誘致については、令和3年度までに作成したワーケーションモデルプランやポータルサイトを活用するとともに、主に道と共同で事業に取り組む市町村（以下、「共同市町村」という。）とのマッチングを行い、契約期間を通じて21社以上の参加を確保するものとする。

##### (イ) ワーケーションプランのコーディネート

参加企業のニーズを十分把握した上で、共同市町村と連携を図りながら、ワーケーションプランのコーディネートを行う。

コーディネートにあたっては、円滑なワーケーション実施に向けた行程を提示するなど、効果的・効率的な手法を検討の上、実施するものとする。

なお、旅行業法など関連法規に抵触しないよう、細心の注意を払い、予約先、手配先の案内に留めることとし、この事業により知り得た個人情報等を外部に漏らし、又はその他の目的に利用してはならない（この事業が終了した後においても適用があるものとする）。

また、ワーケーション実施後に、北海道型ワーケーションの課題や効果を把握するため、参加者に対してアンケート調査及び体験記の作成を依頼する。

アンケート調査実施に当たっては、ワーケーションプランや受入体制の是非などのほか、令和5年度（2023年度）以降の事業展開に資する内容についても検討するものとする。

#### イ 「北海道型ワーケーション」 ワンストップ窓口の運営

##### (ア) 北海道型ワーケーションポータルサイトの運用

次の業務を予定しているが、詳細については協議の上、決定するものとする。

- ・ サーバー・ドメインの保守・管理

現在利用しているサーバー・ドメインの管理費（1年分）を委託料から支払うなど、適切なポータルサイトの保守・管理

- ・ 自治体ページ・モデルプランの保守・運用

道や共同市町村のプラン更新に合わせ、自治体ページ・モデルプランの内容更新・修正（随時）

- ・ その他ページの保守・運用

お知らせ及びインセンティブ・イベントの追加、既存ページの文言修正、検索機能（タグ付け）の内容充実（随時）

- ・ 自治体ページ、モデルプランの追加作業

共同市町村、モデルプランの追加に応じたページの追加作業（随時）

- ・ 体験記の投稿（公式Facebook）

ア(イ)で入手した体験記の公式Facebookへの投稿（随時）

- ・ その他

委託者と連携し、Webページ制作に必要な原稿、写真の収集等の実施

予算の範囲内で閲覧者にとって利用しやすく、北海道型ワーケーションをPRするポータルサイトとなるような提案、実施

##### (イ) 相談対応

北海道型ワーケーションポータルサイト内の総合窓口等に寄せられる企業や個人、自治体などからの相談について、委託者と連携しながら対応すること。

なお、企業等からの相談に対しては、道内市町村でのワーケーション実施に結びつけられるよう、効果的な手法を検討の上、実施すること。

#### ウ 各種会議や勉強会等の開催

##### (ア) 北海道型ワーケーション受入検討会議の開催

共同市町村を対象として、受入体制の構築に向けた課題等の情報共有や北海道ならではのワーケーションプランのブラッシュアップの検討などを行う「北海道型ワーケーション受入検討会議」を年3回程度開催する。

なお、1回目は本事業の内容や国の動向等の共通理解、2回目は共同市町村の取組や本事業の進捗状況などの情報及び課題の共有、3回目は共同市町村及び本事業成果の共有、次年度事業の方向性等を主な内容として実施するものとする。

また、会議の開催に当たっては、実際に北海道でのワーケーションを体験したゲストやワーケーションの全国事例に詳しい有識者を招聘するなどして、企業の主たる参加目的（例：テレワーク体験、チームビルディング、アイデア・イノベーション創出、ボランティア活動の実施等）等の情報共有などを行うものとする。

##### (イ) 北海道型ワーケーション推進協議会の開催

北海道や関係企業・団体を構成員として、ワーケーションの取組を普及・展開するための検討などを行う「北海道型ワーケーション推進協議会」を年3回程度開催する。

なお、会議の構成やスケジュール等は、委託者と協議の上決定することとするが、状況に応じて(ア)と同時に開催し、共同市町村と関係企業・団体との接点をつくることで、オール北海道でのワーケーション推進体制を強化するなど、開催形態を工夫すること。

##### (ウ) ワーケーションプランの更なる磨き上げに向けた勉強会や実地調査等の実施

他都府県との差別化を図るため、共同市町村のワーケーションプランについて、企業とのマッチング結果やワーケーション先進地の情報を活用し、勉強会の開催や実地調査等を通して更

なる磨き上げを行う。磨き上げの対象とする市町村・プランについては、委託者との協議により決定するものとするが、(ア)における共同市町村全体に向けた情報共有とは異なり、対象を10市町村程度に絞った上で、効果的な磨き上げの手法を検討することとする。

## エ 地域課題解決型アイデアソン及び機運醸成企画の実施

### (ア) 地域課題解決型アイデアソン

北海道型ワーケーションPRの一環として、中央省庁及び民間企業社員等を対象とした地域課題解決アイデアソンを実施すること。内容については、委託者と協議の上決定することとするが、令和3年度に開催を予定していた同イベントの内容（感染症拡大の影響により令和4年度に延期。北海道型ワーケーションポータルサイトに概要を掲載。）を踏襲し、道内5自治体にて4日間程度の日程とし、最終日に5自治体を繋いだオンライン意見交換会を実施すること。

なお、受託者が実施する業務の範囲は、プランの作成支援やイベント周知用チラシ作成、ポータルサイトや独自の販売網等を活用したPR、オンライン意見交換会の運営等とし、旅行業法に係る業務は行わないこと。

また、PRについては、委託者等との協議により決定する募集定員（参考：令和3年度は1自治体6名）の参加が確保できるよう工夫すること。

### (イ) 「ワーケーションといえば北海道」機運醸成企画

「北海道型ワーケーション」の認知度を高め、ワーケーションの適地といえば北海道であると道内外に広く認知されるよう、例えば「北海道ワーケーションウィーク」といった機運醸成企画を1回以上実施すること。実施にあたっては、共同市町村及び北海道型ワーケーション推進協議会を構成する企業・団体と連携した内容とするとともに、ワーケーションに精通したイノベーター（インフルエンサー）による北海道型ワーケーションの体験を通じた情報発信や(ア)と同時期に開催することによる一体的なPR等、認知度向上に資する工夫をすること。

## オ 上記業務に係る報告書の作成

上記ア～エの実施内容を取りまとめた報告書を作成し、紙媒体により2部（正本1部、副本1部）及び電子媒体1枚により提出する。

### (4) 履行期限

令和5年（2023年）3月24日（金）まで

## 2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 単独法人、法人以外の団体又は複数法人等（法人、法人以外の団体も含む。）による複合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。
- (2) 単独法人、法人以外の団体又はコンソーシアムの構成員は、次の要件をすべて満たしていること。
  - ア 道内に本社又は事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する企業、特定非営利活動法人、その他法人又は法人以外の団体等であること。（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。）
  - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に掲げる者でないこと。
  - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
  - エ 北海道競争入札資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが既にその停止の期間を経過していること。
  - オ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
  - カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
    - (ア) 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
    - (イ) 本社が所在する都道府県の事業税（道税の納税義務がある場合は除く。）

- ウ) 消費税及び地方消費税
- キ) 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合を除く。）。
- ク) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- ケ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- コ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
- ク) コンソーシアムの構成員が単独法人、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと。

### 3 担当部局

北海道総合政策部地域創生局地域政策課移住交流係  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道庁本庁舎4階）  
電話 011-231-4111（内線23-475）  
011-204-5089（直通）

### 4 参加資格の審査

- (1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより参加表明書を提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの審査を受けなければならない。
  - ア 提出期限  
令和4年（2022年）3月4日（金）午後3時まで（必着）
  - イ 提出場所  
3に同じ
  - ウ 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）  
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする（但し、令和4年（2022年）3月4日（金）は午前9時から午後3時までとする）。
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

### 5 企画提案説明書等の交付期間及び方法

- (1) 交付期間  
令和4年（2022年）2月18日（金）から3月4日（金）まで  
※上記3の場所での交付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする（但し、令和4年（2022年）3月4日（金）は午前9時から午後3時までとする）。
- (2) 交付方法  
上記3の場所で交付する。  
また、北海道のホームページにおいてダウンロードすることができる。

### 6 企画提案書の提出期限、場所及び方法

- (1) 4の参加資格の審査により参加資格を有すると認める者には、企画提案書の提出要請を行う。
- (2) (1)の提出要請を受けた者は、次のアからウまでに定めるところにより企画提案書の提出を行うことができる。
  - ア 提出期限  
令和4年（2022年）3月18日（金）午後3時まで（必着）
  - イ 提出場所  
3に同じ
  - ウ 提出方法  
持参又は郵送（郵送の場合は簡易書留、書留のいずれかによること。）  
※持参の場合の受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする（但し、令和4年（2022年）3月18日（金）は午前9時から午後3時までとする）。

### 7 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

## 8 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

## 9 契約手続

特定者を見積徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

## 10 その他

### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本円

### (2) 契約書作成の要否

要

### (3) プロポーザル審査会（ヒアリング）に関する説明

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

ただし、企画提案書の提出件数が5件を超えた場合には、事前に書類選考を行い5件に絞り込む。

なお、ヒアリングの日時、場所は別途通知する。

### (4) その他留意事項

ア 企画提案書の作成及び提出に係る費用は、提出事業者の負担とする。

イ 企画提案書のヒアリングに参加しなかった場合の企画提案は無効とする。

ウ 審査結果及び特定者名は公表する。

エ 詳細は、別紙企画提案説明書等による。